

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、会議を開きます。

議員から提出されました意見書第1号を追加上程いたします。

それでは、総務。

議事進行。

20番 江原議員

江原議員／議事進行させていただきます。

去る6月22日。

議長／江原議員、この本会議の会議に関わることでしょうか。

江原議員／会議に関わること、議会中のことであります。

議長／いや、議会中じゃなくて、本会議中のことでしょうか。

江原議員／もちろん、本会議中。

議長／この議事進行に影響はありますか。

なければ、発言をとどめてください。

自席へお戻りください。

江原議員／そうですかね。

じゃあ、しょうがないです。

議長／会議を続けます。

それでは、総務、福祉文教、産業建設各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第1．請願第1号 北方町を水害から守るための請願を議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました請願第1号 北方町を水害から守るための請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、度重なる水害から北方町民の生命や財産を守るため、六角川の改修状況や周囲の状況を考察し、低平地を考慮した「自己完結型」の水害対策を求めるために、次の5項目を武雄市長へ申し入れるものとなっております。

内容は、

1. 低平地を考慮した水害対策に取り組むこと。
2. 有明海の潮水が六角川に逆流しないような対策をとること。
3. 内水排水ポンプを止めない水害対策に取り組むこと。
4. 『内水排除のポンプを止めたので大水害にあった』と言われない水害対策に取り組むこと。
5. 200万トン以上といわれた大量の余水処理等を一度に処理ができる水害対策に取り組むこと。

以上の5項目を市長へ申し入れるものであります。

審査の結果、本請願は全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

請願第1号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2. 第52号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算(第4回)を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第52号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算(第4回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,376万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、262億2,800万4,000円とするものでした。

2款2項1目. 企画総務費、歳出補正額7,187万円については、東川登町袴野地区で造成中の新工業団地に隣接した場所で、昨年発生した山林の地すべりの関連対策費をお願いするものとの説明を受けました。

歳入として、緊急自然災害防止対策事業債の7,100万円が計上されており、全額を地すべり関連対策費の財源として充当するものとの説明を受けました。

また、6款1項3目18節. 負担金補助及び交付金では強い農業づくり総合支援事業費負担金391万円、強い農業づくり総合支援事業費補助金4億7,526万3,000円が計上されており、国庫事業の強い農業づくり総合支援事業、キュウリハウス等の施設園芸の国庫補助として採択されたことに伴い、補正をお願いするものとの説明を受けました。

これに伴う歳入としては、16款2項4目2節. 農業費補助金強い農業づくり総合支援事業費補助金4億5,276万3,000円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 52 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、反対の討論を申し上げます。

歳入の 22 款 1 項 1 目 1 節の 7,100 万円、歳出の 2 款 2 項 1 目の 7,187 万円の歳入歳出予算の支出に反対を申し上げます。

理由の第 1 に、そもそもこの土地、用地に新工業団地を再開することが妥当だったかということでもあります。

第 2 に、この間、川登インター付近の地滑りや、近くの大型太陽光発電の地滑りなど、1 件だけではない多数の地滑りが多発している地域であります。

まさに地滑り***ある人が言ってました。

このような地域ではありませんか。

第 3 に、驚いたのが、今回の起債の認可がついたから進められるわけですが、つかなければゼロベースで検討する必要があると説明をされておりました。

しかし、市長は強行をされているわけであります。

第 4 に、地下の設計等の費用に、さらに工事に入るでしょうが、約 9 億円かかるとの説明であります。

そして驚くなかれ、その金額は、工業用地を売買するときの売買価格単価に乗せないということでもあります。

まさに 9 億円丸々、市民の負担になるのではありませんか。

さらに、今多発している自然災害が、この地域で再び上流で起きる地形ではないでしょうか。

私はこの事業は中止するしかありません。

以上、反対の討論を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／5 番 江口議員

江口議員／おはようございます。

2 款 2 項 1 目、企画総務費、東川登町袴野地区の地滑りに関わる予算について、賛成の立場から討論いたします。

今回の分は自然災害であり、隣接する工業団地を安全に稼働させるために必要な予算であります。

そして、工業団地をそのままの状態に放置するわけにはいきません。

また、地元からも工業団地として早期に稼働することを望む声が出ております。

これまで予算をかけて造成した分を無駄にしないためにも、必要な予算と思いますので、各議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数であります。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3. 第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 5 目、情報化推進費では、人流データを収集、蓄積し、公開するための委託料及び利用料が計上されておりました。

委員からは人流データの活用方法について、質問がなされ、蓄積された人流データは、観光に活かされるだけでなく、新規事業を考えている方や、現在事業を実施されている方が人員配置や仕入れ等を考慮する際にも活用が可能との説明を受けました。

また、そのほかにも、行政手続をオンライン化するためのシステム利用料等が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 4 項 1 目．生活保護総務費の 68 万 2,000 円は、国の 5 年ごとの生活扶助基準の見直しにより、ここ数年続くコロナ禍や物価高騰を鑑み、本年 10 月からの生活保護扶助基準が例年の改定に加え、世帯員 1 人当たり 1,000 円加算という大幅な改定がなされることから、例年よりも大規模なシステム改修になることから、システム改修に必要な費用を計上するものとの説明を受けました。

4 款 1 項 2 目．予防費の 1 億 3,658 万 5,000 円は、令和 5 年度の新型コロナワクチン接種に係る必要経費とするものです。

4 月以降の接種関連の経費につきましては、令和 4 年度予算繰越にて対応されておりますが、今回の補正予算では、今後不足する必要経費及び 9 月から予定されている秋開始接種に係る費用として、令和 6 年 3 月 31 日までの接種期限内での接種を迅速かつ円滑に進めるための体制を確保していくために計上され、12 節．冷凍庫等廃棄委託料 55 万円は、現在 4 台あるワクチン保存用の超低温冷凍庫について、予防接種の事業が終了し、国からの指示等を確認し廃棄処分の場合の費用であるとの説明を受けました。

なお、ワクチン接種の事業に係る財源は全額国庫補助との説明も受けました。

10 款 1 項 3 目．学校教育総務費のうち、文部科学省が取り組むリーディング D X スクール事業について採択を受け、当初予算において既に 100 万円の予算を計上されていましたが、今年度に入り最終的に増額の決定を受けたことにより、I C T を活用した先駆的、効果的な教育実践を進めるための予算として、317 万 8,000 円の事業費増額の予算計上を行い、関連する歳入予算として、15 款 3 項 4 目．教育費委託金についても、国からのリーディング D X スクール事業委託金の増額分を計上するものと説明を受けました。

10 款 5 項 3 目．文化財保護費 373 万円については、武内町西真手野区にある柿田代遺跡につ

いて、県が実施する松浦川の河川改修工事に伴い、文化財調査の必要が発生したため、その調査作業員の報酬、発掘調査委託料などの費用として計上され、財源については、県が全額負担となるため、事業完了後、県支出金にて歳入を行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

豊村産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）【分割】について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 4 項 1 目．上水道施設費の 18 節．負担金補助及び交付金の 1 億 6,280 万 6,000 円の増額は、物価高騰の影響を受けている市民生活や経済活動への支援として、7 月から 9 月までの 3 か月の間使用する水道について、毎月 20 立米までの料金を無料とする減免などを行うものであるとの説明を受けました。

また、井戸水のみを使用の方など、水道契約をされていない市民へは物価高騰影響軽減補助金を設置し、支援を行うようにしているとの説明を受けました。

なお、同事業の歳入に関しては、全額が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との説明を受けました。

6 款 1 項 3 目．農業振興費、18 節．負担金補助及び交付金のさが園芸 888 整備支援事業費補助金 720 万円は、新規就農者が種苗、肥料などの生産資材を購入する際の助成金であり、この支援で新規就農者が経済的負担を少なく、営農できるという効果が期待できるとの説明を受けました。

これに伴う歳入として、16 款 2 項 4 目 4 節．農林業費県補助金さが園芸 888 整備支援事業費補助金 600 万円が計上されていました。

7 款 1 項 3 目．観光費、18 節．負担金補助及び交付金宿泊施設魅力向上事業補助 495 万 9,000 円は、宿泊事業者が施設の魅力向上等のための整備に要する費用について、支援するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／議案第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、反対の討論を申し上げます。

歳出の 10 款 5 項 4 目 18 節の 267 万 4,000 円の指定管理者電気料金高騰対策補助金の支出に反対であります。

歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1 億 8,740 万 9,000 円の一つであります。

電気料金高騰対策なら、全ての事業者に係るのを一部指定管理者を対象にしているのは、矛盾ではありませんか。

おかしいではありませんか。

指定管理者の中でも、一部利益を上げる業者への補助の支出は、認めるわけにはいきません。

以上、反対の理由を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／17 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／賛成の立場で討論をいたします。

10 款 5 項 4 目・図書館費の 18 節・負担金補助及び交付金の 267 万 4,000 円につきましては、エネルギー価格の急激な上昇等による影響を受け、図書館・歴史資料館の電気料が大幅な増額となる状況に対し、公共分に係る電気料の高騰分を指定管理者に対して補助されるものです。

佐賀県も同様に、指定管理者に対して補助されるなど、施設利用者へのサービス低下を招かないために必要だと判断されております。

以上のことから賛成討論といたしますが、農業等々にも肥料価格の高騰に対してはちゃんと補助をされておりますので、その一部分だけを取っての反対というのはなかなか難しいかと思っておりますので、議員各位の賛成をよろしく申し上げます。

議長／討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 51 号議案は、各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4. 意見書第 1 号 L G B T 理解増進法の慎重な運用を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／今回提出いたしました意見書第 1 号 L G B T 理解増進法の慎重な運用を求める意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、提案書、意見書、本文を読み上げた後に、補足説明をしたいと思います。

本国会において可決された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は、理念法ではあるが、早急に具体的な道筋をつけなければ現場は混乱し、法律の趣旨から逸脱した過剰な主張や要求が広まって、社会の混乱を引き起こす可能性が懸念される。

現在、世界的には差別禁止との批判が、逆に女性の立場を傷つけるなどして、様々な問題や混乱が生じており、アメリカなどでは見直しへと方向が転換する動きも見られることから、日本人の大きな価値観の転換につながり、不利益を被る国民が出る可能性もある。

よって、国におかれては、国民に対する十分な説明を求めるとともに、本国会で可決した L

G B T理解増進法について、慎重な運用に努めていただくよう強く要望するというものですが、これについて補足説明を申し上げますと、まずは提出の理由として、6月19日の私の一般質問でも取り上げましたけれども、その後、牟田議員のほうからも問題点の指摘がされていましたが、宿泊施設や浴場、トイレの使用などで、この法律を根拠とした過剰な要求により現場が混乱し、性犯罪の増加など、特に弱い立場である女性や子供を不安に陥れるおそれがあるということです。

アメリカでは既にこういう法律をつくってはならないという、州によっては、法律さえできているところもあるようです。

また、歴史を振り返ってみれば、日本人は男女の区別について、もともと寛容な価値観を持っている民族です。

1000年以上前の平安時代には、既に女性作家である紫式部や清少納言が活躍しており、現存する国家で女性が1000年以上前から文化的な分野で活躍していたというのは、恐らくほかに例がないと思います。

さらに、日本建国の神話である古事記をひもとけば、日本の最高位の神として、伊勢神宮にまつられている天照大神は女性の神様だといわれています。

また、性的指向についても、キリスト教やイスラム教を重んじてきた国々では、同性愛は許されないこととして断罪され、死刑に処せられていた時期もあったようです。

一方、日本では、奈良時代の古代の文献にも同性愛の記述がなされているなど、もともと日本人は性的指向に対しても多様性を許容する寛容な価値観を持っていたことが分かります。その日本において、ことさらに法律で規制を設けることは、逆に分断や混乱を引き起こすおそれもあります。

また、さらに重大な懸念を感じるのは教育に関する問題です。

既に、L G B Tに関して、小学生向けのDVD教材も作成されているようですが、その説明文を見れば、低学年向けでは、世の中がつくり出す、男らしさや女らしさといった規範がすり込まれる前に、人は皆それぞれ違うこと、その違いがいいこと、こうあらねばならないということは決してないといったメッセージを伝えることが大切だと書かれています。

また、高学年向けでは、異性を好きになる人も、同性を好きになる人もおり、いずれかに価値があるのではなく、どちらも肯定的に捉えることができる構成にしたと書かれています。男らしさや女らしさというのが刷り込みであるのかどうかは意見が分かれるかもしれませんが、逆にこれを刷り込みだと断定して否定することは、それこそ特定の価値観の押しつけであり、多様性の否定にもつながるのではないのでしょうか。

そもそも、性同一性障害というのは、男と女の区別が厳然としてあるからこそ生まれてくるものですから、その区別を否定することは、それこそ性同一性障害の存在自体を否定するような矛盾が起こることにもなります。

身近な問題で考えてみれば、例えば銀行や市役所で窓口業務を担当しているのは、ほとんどが女性だと思います。

これは、女性の思いやりや気配り、人当たりの柔らかさなどがその業務に適しているからであり、適材適所という観点で自然にそうなっているに過ぎません。

小学校低学年の担任の先生に女性が多いのも同様でしょう。

そして、長い歴史の中で、こういった女性が持つ特性を女性らしさとして自然な感覚で捉えてきたのが、私たち日本人の感覚であります。

また、男らしさについていえば、例えば家に強盗が押し入ってきたときに、誰が家族を守るかといえば、特別な場合を除き、やはりお父さんであろうと思います。

奥さんや子供を先に逃がし、最後に逃げる、または立ち向かうのがお父さんの役目だと思います。

そういった弱い立場の女性や子供を守るべき強さを象徴する言葉として、男らしさというのが自然な感覚で使われてきたはずです。

そして、今言った、男らしさや女らしさというのは、誰かが決めたわけではなく、子供の頃から山や川で遊び、大自然の中で伸び伸びと成長する中で、自然と芽生えてくるものであり、個人差があるとはいえ、これを最初から否定するような教育をすることは、逆に子供たちの健全な発育を阻害する恐れさえあります。

いわゆる性的少数者の方々が直面している問題を理解すること、差別はいけないことであるとの認識を持つことは大切なことですが、それはあくまでも社会全体の秩序が損なわれない範囲で配慮されることが大前提であると考えます。

そもそも、日本国憲法では、14条で法の下での平等が定められており、性に対する寛容な歴史を持った日本が諸外国に遅れを取っているというのは事実誤認であります。

多様性や平等などの観念が大切であることは否定しませんが、法的な根拠を与えて、権利ばかりが過剰に主張されることになれば、秩序が乱れ、逆に不毛な対立を生み、訴訟や争いで社会全体に混乱を招く可能性があります。

以上のような理由により、この意見書を提出するものであります。

御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

9番 上田議員

上田議員／提出者の趣旨説明を今、先ほど、縷々お伺いをしたわけですけど、聞いていると意見書の中身は一体なんやっただけと思うくらいですよ。

意見書の中身と提出者の思いがかなり、私はちょっと違ったように感じたところがあるんで

すけど。

質疑の中で確認が、私も朝長議員も議会運営委員会に所属をしております、本日じゃなくて、その前の議運のときに、その他のところで意見書の提出を考えているということで、頭出しをされましたけど、そのときに、委員会でするんですかという話をしたと思います。だから、一応、その方向で考えてますみたいなことをおっしゃっていましたが、今回の意見書は、朝長議員が提出者で、賛同者があと2名の議員さんがいらっしゃるということで、その委員会に提出にならなかった経緯とか、そこら辺がまず1点確認をしたいというのと、あと、今回、この意見書については、県内でもほかに同様の動きがあるものなのか、全国的な動きがあるものなのか、それとも、あくまでも、朝長議員の思いの部分での意見書を提出をされようとしているのか、まずちょっと、その2点を確認させてください。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／まず、委員会提出に至らなかった件ですけれども、私が委員会提出におけるルールをきちんと理解できていない部分がありまして、委員会に提出するからには全会一致が条件であると思っております、それでちょっと委員会の中では、前回、提出者にはなれないという方がいらっしゃるということで、委員会提出を断念したという経緯があります。その後、私を含めて3人の賛同者が得られたということで、委員会提出ではない提出に切り替えたということです。

あと、この意見書が他の自治体でどうかということなんですけれども、これは私自身把握しておりません。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／提出者にお伺いします。

文面を見て、私も今回の質問で、質問させていただいた一人ですので、興味を持って文面を見せていただいたんですけど、その文面の中で、アメリカなどでは見直しの方向へ転換すると見受けられるという文面がありますよね。

アメリカ自身は、この法律ないですよ。

州ですよ。

LGBTを促進しているところは少ないですよ。

だから、転換しているというのはどういうこと。

さっきの参議院の委員会の中で明らかになったんですけど、このLGBT法案、G7の中でないのは日本だけということをお各新聞社が取り上げて、どんどんLGBTの推進の方向

で動かれていましたけれども、実際にはG 7の中ではLGBT法案を施行しているところってないですよ。

日本がこうやってつくったと。

あるのは、各州がされていたと、アメリカでは。

ここの文面のところは、どういう意味で書かれたのか。

大まかな願意は私も分かるところなんですけれども、このアメリカを持ち出して、いかにもアメリカがLGBT法案の先進国みたいな形になのに変わってきているということなので、もともとアメリカはないんですよ。

州法しかないんですよ。

アメリカ合衆国としての法は否決しているんですよ。

その辺の確認が1点目。

2点目は、これは先ほど言いました、願意を含んでということなんですけど、朝長議員さんの先ほどの、この文面以外で話された部分で、LGBTじゃなくて、男女差別の部分に踏み込まれてこの願意を出されているように聞こえました。

今回は、男女差別というのはまた別の問題で、LGBTに関してのこの意見書であるのに、紫式部、天照大御神、これは男女差別のほうですよ。

だから、全く関係ないことをここで出してきた、その願意というのが分からない。

その名前を利用して、こうやって賛同というのは、逆に私には賛同し切れないみたいな感じで、男女差別はあってはいけない。

ただし、そういうことの、今回はLGBT法案ですから、そこら辺のところを何で男女差別と絡めて言ってらっしゃるのか。

途中でですね、キリスト教は、同性愛は禁止されています。

それは分かります。

キリスト教国だからこそ、法規制をしなきゃいけない。

キリスト教国だからこそ、法規制をしないと、LGBTが進まないということになっていくけど、日本は先ほどおっしゃったように、室町時代から、そういう性の、LGBTに関しては寛容だったんですよ。

江戸時代末期、明治の初めまで、大衆浴場は男女一緒という部分があります。

そういうことを、願意を含んでの説明だったのか、ちょっとよく、途中で話を聞いていて、この意見書から逸脱した部分を願意として言われていたので、その辺のところをきちんと聞かないと、賛否のところができませんのでお教えください。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／まず、アメリカでの動きということで、ちょっと文面で詳細な記述をしていないので、ちょっと誤解を招いたかもしれません。

その件はちょっとおわびを申し上げます。

アメリカ内ということで、アメリカ政府としてはこうした包括的な性に関する法案がない、法律ができていないというのは確かなことで、あと、アメリカ内部の州ごとの動きが非常にばらばらであって、これと同様のLGBTの包括的な法案を成立させている州もあれば、逆に、そういった法律をつくってはならないというように、それを防ぐような法案ができていく州も出てきているということで、こういった見直しへの方向というような表現になっているということです。

あと、2点目のLGBTに限らず、男女差別のほうに話が広がってしまっているという点ですけれども、特に、教育について、教材の女性を見たときに、男らしさ、女らしさというのが刷り込みであって、そういう刷り込みが起こる前に、女らしさ、男らしさなんていうのは、価値がないといえますか、男同士の恋愛でもいいし、女同士での恋愛でもいいんだよと、そういう意識を先に植え付けようとするような記述があったので、それを意識して、男らしさ、女らしさについて自然に醸成されたという歴史的な背景をぜひお伝えしたいと思って、こちら辺の説明に加えました。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／余計分からんようになったんですけども。

教材という言葉が使われましたよね。

教材が、LGBT法案での教育での教材がそういうふうなことで言われた。

まだ教材って決定していないんですよ。

これを教材に使うっていうのは。

今から、この運用は閣議決定によって細かくしていくということになっていると私は認識しています。

ただ、ここまでで、教材に関しても、私も質問しました。

教材に関しても、まだ決まっていないと。

この決まった法律は、保護者、親の同意を持ってという言葉が入っています。

ということで、運用は今からなのに、もう既に教材が云々というのは、まだ我々も知らないのに、何で朝長議員が知っているのか、この辺もよく分からない。

まだ全く決まっていないところで、それが1点目。

2点目は、アメリカなどでっていうことで言われましたけども、アメリカでは圧倒的多数で、法律は州法でもできていないんですね。

それをこういうふうな文面にしたということは、どういう意図が含まれているのか。

以上、2点、再確認。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／教材については、既にもう出来上がっているものが、小学校用として既にあるということ。

ただ、これを採用するかどうかというのはこれからだと思いますけれども。

教材についてはそういうことです。

非常にこれが、本当採用されたときに、保護者の方もなかなか詳しいところまで調べて賛否を表明するというのは難しいのではないかと懸念も感じた上での趣旨説明になりました。あと、アメリカの現状については、ちょっと州の数とか、具体的な、幾つの州がこういう法律があって、幾つの州がないというのは、詳細の数字までは把握しておりませんが、参議院での、国会における委員会における答弁で、州ごとに対応が違うと。

進めている州もあれば、これを制定する前に、これをあえて否定するような法律をつくっている州もあるということで、お伝えした限りでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／今、ほかの議員さんからもお尋ねがありました。

そのこととかぶらないような質疑をさせていただきますが。

まず、この慎重な運用を求める意見書を出された大きな部分ですね。

LGBTの、今回の分は本来だったら差別解消法案が超党派議連で提出されて、本来はここが一番のというか、ここに向けていったのが、それが理解増進法に変わったわけなんですよ。

提出者は、このLGBTをどのような方向に導かれないのか。

そこですね、慎重になるということは、後退したこの理解、理念法をですね、慎重にということ、さらに後退していくことになるわけですよ。

これは、性的少数者を差別から守るための理念法だということだと思えますよ。

そこをまず、認識を伺いたいのと、外国では、宗教による、いろんな宗教があって、その中で認められていないとかいう話がありましたけど、宗教による弾圧と、宗教による弾圧から守るのが政治じゃないのかなと、法律じゃないのかなと思うんですが、その認識。

そして、G7の中では、先ほど、アメリカに法案がないと言われましたけど、先ほど、先月のG7、広島サミットでは、あらゆる人々が性自認、性的指向等に関係なく、差別や暴力

を受けることなく、生き生きとした人生を享受することができる社会の実現が、G7サミットでも、各国首脳がそろったG7サミットでも約束されたわけなんですよ。ここの認識をどう捉えられているのかお尋ねいたします。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／まず、1点目が、慎重な運用というのは具体的にどうかという質問になるかと思いますが。

これは趣旨の中で、実際、先日の一般質問でも、こういった性的少数者に関する実際に武雄市内での何か問題が出ているのかという質問に対しても、それは起こっていないという答弁があり、実際、さっき歴史的な背景、経緯も説明しましたがけれども、そういうもともと寛容な感性を日本人が持っていて、その場、その場で解決をされていってるのではないかと、あったとしてもですね。

ということで、逆にその法律ができることによって、これも趣旨説明でも申し上げましたが、やはり少数の権利が過剰に、こういう法律があるんだから、体は男だけでも、例えば女子風呂に入らせろとかいうような主張があったときに、逆に多数側の女性の人たちが不安を感じることになる。

それはもう社会の混乱にもつながることだろうということで、まず、そういった具体的な現場の人たちがしっかり理解できるような説明等を先にしてから、こういう大きな価値観の転換をするような法律ではじっくり時間をかけた説明をした上で進めていくことが大切だろうという意味の慎重な運用ということです。

あと、宗教と弾圧、宗教弾圧と違うということですがけれども、これも趣旨説明で言ったように、そもそも日本は宗教によってそういう男女差別してきた、同性愛を差別してきたというような歴史がないわけです。

それで、欧米的な歴史的経緯を踏まえたような価値観、法律で全て決めていくというやり方自体が、日本の国民性に合わない懸念があると。

過剰に日本人が反応してしまうというおそれもあると考えております。

あと、サミットに関してですがけれども、これはちょっと答えにくいですが、とにかくG7の中で、こういった包括的な政治に対する法案を決定しているのは日本だけで、そもそも歴史的な日本人の価値観を考えれば、日本が一番先に制定するような必要性は、私はなかったと考えております。

議長／質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

1 番 古賀議員

古賀議員／おはようございます。

LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書について反対の立場で討論させていただきます。

意見書の趣旨については理解するところもありますが、文面中、アメリカなどで見直しの方
向へと転換する動きも見られるについて、アメリカ人の夫、そして、夫の家族に尋ねました。
この文面は、一部のヘイトクライム、いわゆる性的指向、性別などを理由とした、偏見を動
機とした犯罪、これをクローズアップし、あたかもアメリカ全体で見直しがなされるような
書き方であり、不確かです。

例えば、夫の出身地のコロラドの州知事はゲイであること、これを公表し、支持されて当選
されています。

このような不確かな情報が記載された意見書については賛同できません。

また、提出者が指摘している犯罪の問題は、偽装する男性であって、トランスジェンダーの
女性ではありません。

私たちは、人権と犯罪を一緒くたにしてはならないと考えますので、賛同できません。

以上、反対の討論とさせていただきます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／賛成討論ですね、反対討論の後やけん。

LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書について賛成の討論をさせていただきます。私はそもそも、性の問題を法律でこういうふうにするべきじゃないというふうに、私は大体、考えております。

法律でいろいろ、するべきじゃないというふうにと基本的には考えています。

そこで、こういうふうな法律ができた、もちろん、意識づけの法律であり、罰則規定はないとはいえどもですよ、例えば今、懸念されているトイレの問題とか、お風呂の問題とか、いろいろな大衆浴場ですね、そういう問題でいろいろなことが起きるように予測ができますので、やっぱり慎重に運用していただきたいという思いで、賛成したいと思います。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

議長／12番 池田議員

池田議員／先ほど提出されました、LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書について、反対の討論をさせていただきます。

古賀議員が言われたとおり、性的マイノリティの少数者、これを保護していくための今回の理解増進法、本来ならば、LGBT差別解消法案が採択をされるべきだと、私は思っていたんですよ。

それが180度転換したような、今回の理解増進法が採決をされました。

しかし、これを慎重な運用を求めるということであれば、さらに後退していく。

少数者が多数者に差別を受けるようになってまいります。

そして、性的マイノリティに対する認知が大きく進まない、性的マイノリティは性的指向、性自認をカミングアウトした場合や、意図せずに知られた場合、差別や偏見、ハラスメントにさらされるという困難に直面しております。

これを解消していくためにも、少数者を守っていく、そして、言われた、らしさ、らしさ、この決めつけの中で生きづらさを感じている方がたくさんいるということを理解していただきまして、皆様には安心して暮らせる社会の実現に向けて、偏見や差別がない、誰もがともに生きる社会をつくるためにも、どのような境遇でも、どのような環境でも、暮らしやすさを求めるためにも、この意見書には賛同できません。

皆様にはこの意見書に反対していただくことをお願い申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立、賛成少数であります。

よって、意見書第1号は否決されました。

日程第5. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和5年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。